

第5版(令和2年1月27日)

令和元年台風第19号

被災者支援制度・相談窓口一覧

台風第19号による大雨等で市内全域で多くの被害がありました。
被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。
被災された皆様への支援制度と相談窓口について、お知らせいたします。
なお、対象条件等については各支援制度ごとに異なるため、
詳細は担当課にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

あきる野市

「り災証明書」の発行について

地震等の自然災害により家屋等が被害を受けた場合、
「り災証明書」を発行しています。
※火災による被害については消防署で受け付けています。

申請に必要な書類等

①り災状況証明申請書

地域防災課防災係窓口でも記入できますので、
お持ちいただかなくても結構です。

②被災箇所の証拠資料

資料については事前に電話等で地域防災課防災係へ
ご相談ください。

③印鑑(スタンプ印不可)

詳細については、地域防災課へ問い合わせてください。
(防災係 内線2342、2343)

支援制度は次のページから

あきる野市 ☎(042)558-1111

【被災者支援制度】

No	区分	支援制度の名称	適用条件等	担当課
1	住宅	<p>住宅の応急修理</p> <p>一定の要件を満たした方に対し、半壊、大規模半壊及び準半壊の被害を受けた自宅の応急修理に要する費用の一部または全部を負担する。</p>	<p>次の①～③のいずれかに該当する方が対象</p> <p>①自宅が半壊、大規模半壊及び準半壊の被害を受け、そのまま住むことができない状態にあり、自らの資力では自宅を修理し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない方。</p> <p>②自宅に住むことができても、日常生活に不可欠な部分に被害を受けている方。</p> <p>③応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなる方。</p> <p>負担限度額:595,000円以内(1世帯当たり) (一部損壊(準半壊)の場合は300,000円以内)</p> <p>※全壊の場合でも、修理により居住することが可能であれば対象になる場合があります。 ※No3「賃貸型応急住宅」との併用はできません。</p>	<p>[制度全般] 地域防災課 防災係</p> <p>[申請] 施設営繕課 施設営繕係</p>
2 追加	住宅	<p>一部損壊住宅の補修工事</p> <p>一部損壊の被害を受け、一定の要件を満たした方に対し、補修工事に要する費用の一部を補助する。</p>	<p>次の①～⑤の要件を満たす方が対象</p> <p>①市が発行する、り災証明書の判定結果が一部損壊(10%未満)である住宅を自己が所有し、かつ、自己が居住していること。</p> <p>②日常生活に欠くことのできない部分に係る補修工事を行うものであること。</p> <p>③自らの資力のみで補修工事ができないこと。</p> <p>④補助金交付申請の際に、必要書類を提出できること。</p> <p>⑤令和2年3月31日までに補修工事が完了できること。</p> <p>補助額:補修工事に要する経費の2分の1の額又は30万円のいずれか低い額 (東京都:15万円、市:15万円)</p>	<p>都市計画課 住宅係</p>
3	住宅	<p>賃貸型応急住宅</p> <p>被災した方の生活の再建を支援するため、民間賃貸住宅を借上げて提供します。</p>	<p>「全壊」の被害を受けた世帯で、自らの資力では住宅の確保ができない場合。 ただし、「大規模半壊」又は「半壊」の被害(床上浸水以上)の被害を受けた世帯で、住み続けることが困難な場合も含まれます。(個別協議)</p> <p>※市に申請が必要です。申請された方に物件リストを配付します。 ※No1「住宅の応急修理」との併用はできません。</p>	<p>生活福祉課 庶務計画係</p>

支援制度の詳細については、担当課にお問い合わせください。
☎(042)558-1111(代表) 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

【被災者支援制度】

No	区分	支援制度の名称	適用条件等	担当課
4	減免	廃棄物処理手数料の減免【ごみ】	天災を受けたとき。	生活環境課 清掃・リサイクル係
5	減免	廃棄物処理手数料の減免【し尿】	天災を受けたとき。 ※下水道供用開始3年以内の地域の方	生活環境課 清掃・リサイクル係
6	減免	市民税の減免	住家、家財等が滅失し、又は著しく損傷を受けたときは、損害の程度及び前年の前年の合計所得金額に応じて減免します。	課税課 市民税係
7	減免	固定資産税の減免	土地：災害により著しく地形を変じた土地については、被害を受けた面積に応じて減免します。 家屋：災害により、家屋又は償却資産が被害を受けた場合には、被害の程度(床下浸水除く)に応じて減免します。	課税課 土地資産税係 家屋資産税係
8	減免	国民年金保険料の免除	災害により、最も大きな被害を受けた財産において、その損害額がおおむね2分の1以上となる場合。	保険年金課 年金係
9	減免	国民健康保険税の減免	納税義務者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害によりその資産に重大なる損害を受けたとき。	保険年金課 国民健康保険係
10	減免	国民健康保険一部負担金の減額・免除	一部負担金の支払の義務を有する世帯主が、震災、風水害、火災その他これに類する災害により、死亡し、若しくは障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき等。	保険年金課 国民健康保険係
11	減免	後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予	被保険者が災害により居住する住宅又は家財につき損害を受けたとき又は死亡もしくは障害者になったとき。	保険年金課 後期高齢者医療係
12	減免	後期高齢者医療保険一部負担金の減免・徴収猶予	被保険者が災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき等。	保険年金課 後期高齢者医療係
13	減免	介護保険料の減免、徴収猶予	災害により財産について著しい損害を受けたとき 災害の程度 3分の2以上 免除 2分の1以上3分の2未満 減額(8割以内) 3分の1以上2分の1未満 減額(5割以内)	高齢者支援課 介護保険係

支援制度の詳細については、担当課にお問い合わせください。

☎(042)558-1111(代表) 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

【被災者支援制度】

No	区分	支援制度の名称	適用条件等	担当課
14	減免	介護保険利用者負担の減免	災害により財産について著しい損害を受けたとき 災害の程度 3分の2以上 免除 2分の1以上3分の2未満 減額(8割以内) 3分の1以上2分の1未満 減額(6割以内)	高齢者支援課 介護保険係
15	徴収猶予	市民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税の徴収猶予、換価の猶予	震災、風水害、火災その他の災害または盗難	徴税課 徴税係
16	猶予・減免	障がい福祉サービス等の利用者負担の猶予・減免	次の(1)及び(2)のいずれにも該当する方で、台風の被害により利用者負担の支払いが困難な方 (1)令和元年台風第19号に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村に、同法の適用日に在住若しくは滞在していた方 (2)令和元年台風第19号による被害を受けた方で市又は障害福祉サービス等の事業者に次のいずれかの申し立てをした方 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨 ③主たる生計維持者の行方が不明である旨 ④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨 対象期間 令和元年10月12日から令和2年1月末までの障がい福祉サービス利用分(これ以上の期間を要する場合は、ご相談ください。) 注 食費、光熱水費等の本人負担は対象外です。	障がい者支援課 障がい者相談係
17	見舞金等	あきる野市災害見舞金	全壊 30,000円 半壊(床上浸水) 10,000円 負傷 5,000円 ※10日以上入院治療を要するとき 死亡 50,000円	生活福祉課 庶務計画係
18	見舞金等	あきる野市社会福祉協議会災害見舞金	全壊 20,000円 半壊(床上浸水) 10,000円 死亡 20,000円	社会福祉協議会

支援制度の詳細については、担当課にお問い合わせください。

☎(042)558-1111(代表) 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

【被災者支援制度】

No	区分	支援制度の名称	適用条件等	担当課
19	見舞金等	被災者生活再建支援金給付	<p>(基礎支援金) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 全壊等 100万円 大規模半壊 50万円</p> <p>(加算支援金) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金 建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借(公営住宅を除く) 50万円</p> <p>基礎支援金申請期限:令和2年11月11日 加算支援金申請期限:令和4年11月11日</p> <p>※単身世帯の場合は、3/4の金額になります。</p>	生活福祉課 庶務計画係
20	融資・貸付	災害援護資金貸付	<p>世帯主に1か月以上の負傷がない場合 ア 家財の3分の1以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊(工の場合を除く) 250万円 エ 住居の全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>※所得要件があります。 ※利率 保証人ありの場合0%、なしの場合1% ※償還期間 10年(据置期間を含む) ※償還方法 年賦または半年賦または月賦 ※据置期間 3年</p> <p>申請期限:令和2年1月31日</p>	生活福祉課 庶務計画係
21	融資・貸付	市民ローン	<p>災害に伴う住宅の補修及び市内における転居に要する資金 融資額:最低10万円、最高100万円で1万円単位 貸付利率:2.85%</p> <p>以下のすべての要件を満たす必要あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に1年以上居住していること ・前年度の所得が750万円以下であること ・市民税を滞納していないこと ・この制度の融資を現在借りていないこと 	商工振興課 商工振興係
22	融資・貸付	緊急小口資金(特例貸付)	<p>災害により当座の生活費を必要とする世帯が対象の貸付金。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子 無利子 ・据置期間 1年 ・返済期間 2年(24回払い) ・連帯保証人 不要 ・延滞利子 年5% 	社会福祉協議会 問合せ先 042-533-3548

支援制度の詳細については、担当課にお問い合わせください。
☎(042)558-1111(代表) 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

【被災者支援制度】

No	区分	支援制度の名称	適用条件等	担当課
23	証明書	り災証明書	り災証明書は、自然災害で家屋等が被害を受けた場合に発行しています。 手続きに必要なもの ①り災状況証明申請書 ②被災箇所の証拠資料 ③印鑑(スタンプ印不可)	地域防災課 防災係
24	証明書	被災届出証明書	被災届出証明書は、り災証明書の対象とならない土地、塀、門扉、車庫などの不動産のほか、自動車、家財道具などの動産に被害を受けたとき、その事実を市に届け出たことを証明するもので、損害保険等の請求等の添付資料として必要な方に発行するものです。 ※損害保険等の添付資料は、保険会社等にご確認ください。 手続きに必要なもの ①被災届出証明願 ②印鑑 ③被害を受けた部分がわかる写真	地域防災課 防災係
25	相談	こころと体の健康相談	特になし	健康課 健康づくり係
26	相談	消毒薬の相談	相談は要件なし 消毒薬等の配布は、山田及び中村地区の床上・床下浸水で市が指定したところ	健康課 予防推進係
27	その他	秋川溪谷瀬音の湯の無料利用	<対象者等> (1)避難者 (2)り災証明書発行時 (3)あきる野市災害見舞金給付時 ※無料入浴券の配布枚数は、世帯人員数を上限とする。(有効期限:令和2年1月31日)	観光まちづくり推進課 観光まちづくり推進係
28	その他	市内図書館から借りた資料の紛失・破損について、弁償を免除	貸出し中の資料が、今回の災害により紛失・破損等したとき	図書館

【お子さんのいる世帯向けの被災者支援制度】

No	区分	支援制度の名称	適用条件等	担当課
29	減免	保育料の減免	火災その他災害を受けたとき	保育課 保育係
30	緩和措置	特別児童扶養手当の特例①	災害により住宅、家財等が、その価格のおおむね二分の一以上の損害を受けた場合 所得制限の特例措置が受けられます。 ※翌年に当該損害を受けた年の所得を把握し、当該所得が所得限度額以上の場合、既に支給された手当は返還となります。	子ども政策課 子ども政策係
31	緩和措置	特別児童扶養手当の特例②	災害その他やむを得ない理由により認定請求ができない場合 理由がなくなった日から15日以内に請求をしたときは、認定請求をすることができなくなった月の翌月分から手当を支給します。	子ども政策課 子ども政策係
32	緩和措置	児童手当の特例	災害その他やむを得ない理由により認定請求ができない場合 理由がなくなった日から15日以内に請求をしたときは、認定請求をすることができなくなった月の翌月分から手当を支給します。	子ども政策課 子ども政策係
33	緩和措置	児童扶養手当の特例①	災害により住宅、家財等が、その価格のおおむね二分の一以上の損害を受けた場合 所得制限の特例措置が受けられます。 ※翌年に当該損害を受けた年の所得を把握し、当該所得が所得限度額以上の場合、既に支給された手当は返還となります。	子ども政策課 子ども政策係
34	緩和措置	児童扶養手当の特例②	災害その他やむを得ない理由により認定請求ができない場合 理由がなくなった日から15日以内に請求をしたときは、認定請求をすることができなくなった月の翌月分から手当を支給します。	子ども政策課 子ども政策係

【お子さんのいる世帯向けの被災者支援制度】

No	区分	支援制度の名称	適用条件等	担当課
35	緩和措置	児童育成手当の特例	災害その他やむを得ない理由により認定請求ができない場合 理由がなくなった日から15日以内に請求をしたときは、認定請求をすることができなくなった月の翌月分から手当を支給します。	子ども政策課 子ども政策係
36	緩和措置	ひとり親家庭等医療費助成の特例	災害等で住宅等に著しい損害を受けた場合や著しく所得が減少した場合で、住民税が減免されるか生活保護法に規定する要保護となった場合 所得制限の特例措置が受けられます。	子ども政策課 子ども政策係
37	減免	ひとり親家庭等医療費助成一部負担金の減免	災害等で住宅等に著しい損害を受けた場合や著しく所得が減少した場合で、住民税が減免されるか生活保護法に規定する要保護となった場合 一部負担金の減免が受けられます。	子ども政策課 子ども政策係
38	給与	学用品の給与	災害等で学用品が使用できなくなった場合	教育総務課 学務係
39	給与	教科書給与	市内の小中学校に在籍の生徒	指導室 指導係
40	相談	乳幼児及び妊産婦の健康相談	特になし	健康課 母子保健係

支援制度の詳細については、担当課にお問い合わせください。
☎(042)558-1111(代表) 平日の午前8時30分から午後5時15分まで

【事業所向けの被災者支援制度】

No	区分	支援制度の名称	適用条件等	担当課
41	相談	被災中小企業・小規模事業者特別相談窓口の設置	あきる野商工会に特別相談窓口を設置していません。被災された事業者の方はお問い合わせください。あきる野商工会→042-559-4511	商工振興課 商工振興係
42	融資・貸付	セーフティネット保証4号の適用	災害救助法が適用された各市区町村において、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用する制度。 ※信用保証協会においてセーフティネット保証4号の事前相談を開始しています。 ※詳細は経産省ホームページでご確認ください→ https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191015010/20191015010.html	商工振興課 商工振興係
43	融資・貸付	小規模企業共済災害時貸付	災害救助法の適用区域において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が即日低利で融資を行う災害時貸付を適用する制度。 ※詳細は経産省ホームページでご確認ください→ https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191015010/20191015010.html	商工振興課 商工振興係
44	融資・貸付	災害復旧貸付(中小企業・小規模事業者向け) ※指定災害時	災害により被害を被った中小企業・小規模事業者を対象に運転資金または設備資金を融資する災害復旧貸付制度。 ※詳細は経産省ホームページでご確認ください→ https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191015010/20191015010.html	商工振興課 商工振興係

支援制度の詳細については、担当課にお問い合わせください。
☎(042)558-1111(代表) 平日の午前8時30分から午後5時15分まで